

平成 23 年度定期監査（9）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 23 年度定期監査（9）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 23 年 12 月 19 日から平成 24 年 1 月 19 日までの間において実日数 10 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 23 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 22 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続きが適正に行われているか、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。特に、契約事務および会計事務については、確認・点検体制が確立され、有効に機能しているかといった内部統制機能にも重点をおいて実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）および「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添）」が遵守されているか。

(4) 監査対象部課

ア 環境まちづくり事業本部環境部

(ア) 経営課

- (イ) 環境課
- (ウ) みどり推進課
- (エ) 清掃リサイクル課
- (オ) 練馬清掃事務所
- (カ) 石神井清掃事務所

イ 環境まちづくり事業本部都市整備部

- (ア) 都市計画課
- (イ) 交通企画課
- (ウ) まちづくり推進調整課
- (エ) 東部地域まちづくり課
- (オ) 西部地域まちづくり課
- (カ) 大江戸線延伸推進課
- (キ) 住宅課
- (ク) 開発調整課
- (ケ) 建築課
- (コ) 建築審査課

ウ 環境まちづくり事業本部土木部

- (ア) 管理課
- (イ) 道路公園課（以下の施設を含む。）
 - ・西部土木出張所、谷原材料置場
 - ・東部公園管理事務所、四季の香公園
- (ウ) 計画課
- (エ) 特定道路課
- (オ) 土支田中央区画整理課
- (カ) 土支田中央区画整理工事担当課
- (キ) 交通安全課

2 監査の結果

適正に行われていた。